(3)　地域支援・医薬品供給対応体制加算3の施設基準
次のいずれにも該当する保険薬局であること。
イ　(2)のイからハまでの全てに該当すること。
ロ　地域医療への貢献に係る相当の実績を有していること。
(4)　地域支援・医薬品供給対応体制加算4の施設基準
次のいずれにも該当する保険薬局であること。
イ　(1)に掲げる施設基準を満たすこと。
ロ　調剤基本料1又は調剤基本料の注2に規定する特別調剤基本料B以外を算定していること。
ハ　地域医療への貢献に係る十分な体制が整備されていること。
ニ　(2)のニに該当すること。
(5)　地域支援・医薬品供給対応体制加算5の施設基準
(3)のロ及び(4)のイからハまでの全てに該当する保険薬局であること。
四の二　連携強化加算の施設基準
(1)　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関であること。
(2)　災害の発生時等において、他の保険薬局等との連携により非常時における対応につき必要な体制が整備されていること。
(3)　情報通信機器を用いた服薬指導を行う体制が整備されていること。
四の三　調剤基本料の注6に規定する厚生労働大臣が定める保険医療機関
当該特別調剤基本料Aを算定する保険薬局と不動産取引等その他の特別な関係を有している保険医療機関であって、当該保険薬局における当該保険医療機関に係る処方箋による調剤の割合が五割を超えるものであること。
五　バイオ後続品調剤体制加算の施設基準
バイオ医薬品の適切な保管及び患者への適切な説明を行うことができる保険薬局であって、バイオ後続品の調剤を行うにつき必要な体制が整備されているものであること。
五の二　調剤基本料の注8に規定する厚生労働大臣が定める保険薬局
次のいずれかに該当する保険薬局であること。
(1)　当該保険薬局において調剤した後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品の規格単位数量を合算した数量に占める後発医薬品の規格単位数量の割合が五割以下であること。ただし、当該保険薬局における処方箋受付状況を踏まえ、やむを得ないものは除く。
(2)　(1)に係る報告を地方厚生局長等に報告していない保険薬局であること。
五の三　在宅薬学総合体制加算1の施設基準
次のいずれにも該当する保険薬局であること。
(1)　在宅患者訪問薬剤管理指導料の注1に規定するあらかじめ在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨を地方厚生局長等に届け出た保険薬局であること。
(2)　在宅患者に対する薬学的管理及び指導を行うにつき必要な体制が整備されていること。
五の三の二　在宅薬学総合体制加算2の施設基準
次のいずれにも該当する保険薬局であること。
(1)　五の三の(1)に該当すること。
(2)　在宅患者に対する高度な薬学的管理及び指導を行うために必要な体制が整備されていること。
(3)　在宅患者に対する高度な薬学的管理及び指導に係る十分な実績を有していること。
五の四　電子的調剤情報連携体制整備加算の施設基準
(1)　療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第一条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っていること。
(2)　健康保険法第三条第十三項に規定する電子資格確認を行う体制を有していること。
(3)　保険薬剤師が、電子資格確認を利用して取得した診療情報等を閲覧又は活用して調剤を行うことができる体制を有していること。
(4)　電磁的記録をもって作成された処方箋を受け付ける体制、調剤した薬剤に関する情報を電磁的記録として登録する体制及び患者の服用する薬剤における有効成分の重複その他薬学的知見の観点から不適切な組合せの有無を電磁的記録に基づいて確認する体制を有していること。
(5)　電磁的記録による調剤録及び薬剤服用歴の管理の体制を有していること。
(6)　電磁的方法により診療情報を共有し、活用する体制を有していること。
(7)　健康保険法第三条第十三項に規定する電子資格確認に係る十分な実績を有していること。
(8)　医療ＤＸ推進の体制に関する事項及び質の高い調剤を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して調剤を行うことについて、当該保険薬局の見やすい場所に掲示していること。
(9)　(8)の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。
(10)　マイナポータルの医療情報等に基づき、患者からの健康管理に係る相談に応じる体制を有していること。
五の五　在宅薬学総合体制加算の1及び2に規定する患者
(1)　在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定している患者
(2)　在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料を算定している患者
(3)　在宅患者緊急時等共同指導料を算定している患者
(4)　指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）に規定する居宅療養管理指導費（薬局の薬剤師が行う場合に限り、注2に規定する場合を除く。）を算定している患者
(5)　指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）に規定する介護予防居宅療養管理指導費（薬局の薬剤師が行う場合に限り、注2に規定する場合を除く。）を算定している患者
五の六　門前薬局等立地依存減算に規定する保険薬局
次のいずれかに該当する保険薬局（特別調剤基本料Aを算定しているもの及び二の(2)に規定する保険薬局を除く。）であること。
(1)　次のイからハまでのいずれにも該当する保険薬局であること。
イ　別表第三の一に掲げる地域に所在し、かつ、水平距離五百メートル以内に他の保険薬局があること。
ロ　特定の保険医療機関に係る処方箋による調剤の割合が八割五分を超えること。
ハ　次のいずれかに該当すること。
①　保険医療機関（許可病床数が二百床以上のものに限る。）の敷地の境界線からの水平距離が百メートル以内の区域に所在し、当該保険医療機関の敷地内又は当該区域内に他の保険薬局が二以上所在すること。
②　当該保険薬局の周囲五十メートル以内の区域に他の保険薬局が二以上所在すること。
③　当該保険薬局の周囲五十メートル以内の区域に所在する他の保険薬局が②に該当すること。